

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松原市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松原市長

公表日

令和2年7月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に則り、母子健康診査情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、母子保健法による以下の事務で使用する。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨母子健康包括支援センターの事業
③システムの名称	保健事業支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)第1項 別表第1の49項 番号法別表第1の主務省令で定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務が含まれる項(69の2) 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)が母子保健法による妊娠の届出に関する情報が含まれる項(56項の2)及び母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの(69の2) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第30条、第38条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 健康部 地域保健課、総務部 政策法務課 電話072-334-1550(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 健康部 地域保健課 電話072-334-1550(代)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	伊藤 仁之	地域保健課長 吉田 友紀子	事後	
平成28年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第40条を追加	事後	
平成28年9月9日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第30条を追加	事後	
令和1年5月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域保健課長 吉田 友紀子	地域保健課長	事後	
令和1年5月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日	平成31年3月31日	事後	
令和1年5月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日	平成31年3月31日	事後	
令和1年5月7日	IVリスク対策		項目の追加	事後	
令和2年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に則り、母子健康診査情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、母子保健法による以下の事務で使用する。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導	母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に則り、母子健康診査情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、母子保健法による以下の事務で使用する。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨母子健康包括支援センターの事業	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月28日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第2における情報照会の根拠】 なし	【別表第2における情報照会の根拠】 ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務が含まれる項(69の2)	事後	
令和2年7月28日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)が母子保健法による妊娠の届出に関する情報が含まれる項(56項の2) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第30条	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)が母子保健法による妊娠の届出に関する情報が含まれる項(56項の2)及び母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの(69の2) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第30条、第38条の3	事後	
令和2年7月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年7月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	